

(7) リスクマネジメント（安全管理体制、安全対策体制）の強化

★ 対象サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

令和3年度の報酬改定において、介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等が行われました。令和3年10月1日より、**事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者置くことが義務付け**られました。

【基準】 事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- イ 事故再発防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制の整備
- ハ 事故発生防止のための委員会の設置
- ニ 従業員に対する研修の定期的（年2回以上）な実施
- ホ **イからニの措置を適切に実施するための担当者設置**

（参考）根拠法令等 ※介護老人福祉施設の場合

H12 老企 43 第4の37

- (1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号） ※以下省略
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（第1項第2号）
※以下省略
- (3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号） ※以下省略
- (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号） ※以下省略
- (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（第1項第4号）

指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、(1) から (4) までの掲げる措置を適切に実施するため、**専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者同一の従業者が務めることが望ましい。**

(参考) 根拠法令等

H12 老企 40 第 2 の 5

(8) 安全管理体制未実施減算について

安全管理体制未実施減算については、介護老人福祉施設基準第 35 条第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減算することとする。

(45) 安全対策体制加算について

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 3 年 3 月 23 日) より

○ 安全対策体制加算の算定要件

問 39 安全対策体制加算について、安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていることが要件となっているが、どのような研修を想定しているのか。

答 39 本加算は、安全対策担当者が、施設における安全対策についての専門知識等を外部における研修において身につけ、自施設での事故防止検討委員会等で共有を行い、施設における安全管理体制をより一層高める場合に評価することとしている。

外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定している。

○ 安全対策体制加算の算定

問 40 安全対策体制加算は、算定要件を満たす施設がサービス提供を行う場合に、入所者につき入所初日に限り算定できるところ、施設が算定要件を満たすに至った場合に、既に入所している入所者に対して算定することは可能か。

答 40 安全対策体制加算の算定要件を満たしている状態で新たに入所者を受け入れる場合に、入所時に限り算定するものであるため、算定要件を満たした後に新規で受け入れた入所者に対してのみ算定可能である。